

スクールソーシャルワーカーによる子どものアドボカシーに関する文献レビュー

—子どもの権利条約批准以降のわが国の文献について—

○ 上智大学大学院総合人間科学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 金井 美穂 (009789)

スクールソーシャルワーク, アドボカシー, 子どもの権利

1. 研究目的

2022年に,子どもの権利条約が定める子どもの権利を包括的に保障する基本法である,子ども基本法が成立した.子どもにかかわる諸領域において,子どもを権利主体ととらえ直すことが求められる中,学校領域のソーシャルワーカーであるスクールソーシャルワーカー(以下,SSWr)の援助実践においても,子どものアドボカシーが重要になると考えられる.そこで,本研究では,系統的な文献レビューを通じて,わが国のSSWrによる子どものアドボカシーに関する研究の動向を明らかにする.

2. 研究の視点および方法

(1) 視点

ソーシャルワークにおいてアドボカシーが重視されるようになったのは,公民権運動が隆盛し,ケースワークの心理偏重主義が問題視された,1960年代の北米においてのことである.わが国でも早くその概念が紹介されたが,2000年の社会福祉基礎構造改革前後になって,サービス利用契約における利用者の権利擁護というテーマと関連して,あらためて論じられるようになった.アドボカシーの定義は,北米でもわが国でも,分裂し拡散してきたことが知られる(Schneider & Lester 2001,小西 2007).かつ,わが国においては,権利擁護との位置づけも検討が必要である.そこで,文献レビューに先立ち,概念整理を行った.

(2) 方法

子どもの権利条約批准以降のわが国の文献を対象として,CiNii Articlesによって,文献検索を行った.次に,各文献を精読し,選定基準によって,分析対象とする文献を選定した.まず,研究デザイン,件数推移,アドボカシーへの言及等について概観した.次に,分析対象の文献相互の引用・被引用関係を整理して,SSWrによる子どものアドボカシーに関する研究の系譜を見出し,それらの依拠するアドボカシー論やスクールソーシャルワーク(以下,SSW)論についても見ることで,アドボカシー論やSSW論の研究史における位置づけを検討した.さらに,分析対象の文献の内容を分類した.

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづいて実施した.すでに公刊された文献を対象とするレビュー研究だが,引用について配慮した.この研究に係る利益相反はない.

4. 研究結果

(1) 結果の概要

分析対象となった文献は、14件であった。研究デザインは、大部分が調査などをともなわないものであり、エビデンスはあまり強くなかった。件数は、概ね5年ごとに2件程度であり、一貫して多くなかった。アドボカシーの語を定義せずに論じている文献も散見した。

(2) 引用・被引用関係

分析対象の文献相互に引用・被引用関係があり、SSWrによる子どものアドボカシーに関する研究の系譜をつくっていたのは、門田(2000)、内田(2005)、山屋(2007)、加藤(2009)、住友(2009)、比嘉(2013)、大塚美和子(2017)、大塚浮子(2019)の8件であった。

(3) アドボカシー論とSSW論の研究史における位置づけ

(2)の系譜について、小西(2007)、堀(2009)の体系的なアドボカシー論の登場後は、それらが多く参照されていた。アドボカシーの機能を整理した秋山(2000)や、それ以前の享受史まで遡ったものは見られなかった。門田(2000)のパワー交互作用モデルは、わが国の代表的SSW論でもあるが、Sosin & Caulum(1983)のアドボカシー論に依拠する点が特徴的だった。

(4) 内容分類

全体は、「①SSWrによる子どものアドボカシーの内容」、「②公教育のもとでの子どもの権利擁護の構造的課題」、「③SSW論とアドボカシー」に分類された。(2)の文献について見ると、①では、比嘉(2013)がSSW実践についてのインタビュー調査を通じて、大塚(2017)が外部機関アドボカシーに照らしつつSSW実践の事例によって、明らかにしていた。③では、門田(2000)が理論研究と事例によってパワー交互作用モデルを提唱し、のち、権利基盤型アプローチの立場から、その批判的検討がなされていた。

5. 考察

SSWrによる子どものアドボカシーについて、理論研究では、門田(2000)のパワー交互作用モデルの批判的検討がかさねられているが、その背景には、SSWにおける子どもの権利のとらえ方の相違があることが知られた。実践研究では、比嘉(2013)の調査結果に、大塚(2017)が強調するケース会議の重視という要素が含まれていないこと等から、SSWr実践における子どものアドボカシーの全体像は、いまだ明らかにされていない可能性が見てとられた。さらに、今後、理論研究と実践研究を統合していくことが期待されるが、その際は、パワー交互作用モデルのアドボカシーが、社会的弱者の擁護と権利の代弁に焦点化してきたわが国のアドボカシー論の系譜とは距離を置き、意思決定者の意思決定パターンの変更に焦点化した北米の論を採り入れたものであることに、留意する必要があると思われる。

主要な引用文献

門田光司(2000)「学校ソーシャルワーク実践におけるパワー交互作用モデルについて」『社会福祉学』41(1), 71-85.